

千葉県稲作農家に関する現地調査報告

- 戸別所得補償モデル事業対策への稲作農家の対応と問題 -

1 はじめに

当研究所の「米」特別研究会の一環として、千葉県内の4戸の稲作農家を対象とする現地ヒアリング調査を10月5日に実施した。ヒアリング調査は、今年度実施された戸別所得補償モデル事業対策⁽¹⁾に個々の農家がいかに対応し、また現行政策に個々の農家がどのような意見を有しているか、これらに関する知見を得ることを目的としていた。戸別所得補償政策に関する現場の生の声を通して、米政策としての戸別所得補償政策をいかに評価するか、それを生産現場に即して明らかにすることが、今回の現地調査の課題である。

対象農家の選択を含めて、ヒアリング調査の手配全般を関東農政局千葉農政事務所に依頼し、その尽力によって調査が実施された。現地調査から知りえた戸別所得補償政策、水田利活用事業などに関する諸問題については最後に指摘することとし、その前提として対象農家の経営概況および今年度のモデル事業への個々の農家の具体的な対応を紹介する。

2 農家の経営概況、および戸別所得補償政策への対応

以下で紹介する3農家は、いずれも千葉県農業者協会のメンバーであり、一昨年までは生産調整に参加していなかったが、昨年からは初めて政府の米政策を受け入れるようになった。生産調整への参加率が極めて低い、千葉県の大規模稲作農家の政策対応を典型的に示すものとみてよい。

A 有限会社

稲作専業の水田経営面積60ha(6haが自有地で、残りは借入地)の経営であり⁽²⁾、そのうち生産調整面積は12~13haである。生産調整用水田で「加工用」もち米を生産するため、60haの水田全てに米を作付している。従業員は、経営者夫妻、息子夫婦、娘、それに4人の男性雇用者(日当で雇用)の9人で構成される。A社の特徴は、たんに米の生産にとどまらず、生産から小売り販売までを一貫して行なう点にある。このため、販路の開発、維持が会社経営の重要な条件であり、横浜、川崎方面の小売店、ホテル、レストラン、ゴルフ場への直接販売、および個々の消費者への宅配など、様々な販売ルート、多種類の顧客を有している。この多様かつ多数の顧客を相手に周年を通した販売体制を構築し、それを円滑に行うことがA社の経営上の最大の課題でもある。

このうち、米の保管、精米、配送・販売、経理・事務は家族従業員が中心に担い、水田の圃場管理、米生産は雇用従業員が主に行っている。もち米生産で生産調整に対応し、今年からD社と契約して「加工用米」として出荷している。「非参加者」であったものの、それまでの地域での農業活動の貢献によって町から生産調整割当面積を20数パーセントにとどめる傾斜配分的な優遇措置を受けている。この調整割当用水田にもち米を作付けし、戸別所得補償政策への参加要件を満たしているのである。

B 農家

稲作専業の水田経営面積 27 ~ 28ha (8ha ほどが自有地で残りが借入地) の家族経営である。昨年からは生産調整に参加したが、米価が下落し続けるなかで政府の制度を活用したほうが経営に有利と判断した。今年は昨年よりも「加工用」もち米作付面積を増やし、水田のほぼ半分を「加工用米」としてもち米を生産し、D 社を通して販売している。昨年は生産調整として米粉用にうるち米も生産したが、今年度は実需者との契約を確保できなかったので取りやめている。

C 農家

稲作専業の水田経営面積 16.6ha (自有地が 7 ~ 8ha で、残りが借入地) の家族経営。平成元年に就農し、生産、販売を規制する国の政策に違和感を覚え、消費者への直接販売で稲作経営を行ってきた。しかし、米の市況が悪化するなかで、現在は制度を活用して体力づくりをする時期と判断するようになった。水田利活用事業⁽³⁾としての「加工米」の生産、販売を稲作経営の重要な要素と位置づけている。次にみる D 社の実質的な販売責任者であり、D 社の事業推進、とくに「加工用米」の販路拡大に力を入れている。

D 社

A、B、C の農家はいずれも D 社を通して「加工用」もち米を出荷、販売している。当社は B 農家を代表者、C 農家を事務担当者として昨年 (2009 年 4 月) 8 人の稲作専業農家を役員 (現在の役員数は 7 人) とする株式会社として発足した。米穀の販売、農産物の生産・販売・加工・卸、農作業の請負、農業資材の販売などを主要事業目的とする。ただし、現時点では生産調整用に割当てられた水田で生産される「加工用米」、米粉用米の出荷、販売を中心的な業務とする。昨年度、「加工用」もち米として 158 トンを新潟県の業者に、米粉用うるち米 84 トンを群馬県内の製粉業者と県内の NPO に販売した⁽⁴⁾。

今年度は、510 トンの「加工用」もち米を販売する予定である。加工用もち米の販売数量を大幅に増加させたのは、昨年度販売した新潟県内の業者の買い入れ数量が 2 倍以上に増加し、また新たに県内業者への販路を開拓したためである。一方で、群馬県内の製粉業者とは米粉販売契約を結べなかったため、米粉用の販路を県内外の業者に求めようとしている。「加工用」もち米の販売増にともない、会社役員以外の 19 農家からももち米を買い入れ、そのなかに A 農家も含まれる。このように D 社は、従来の「非参加」農家が戸別所得補償政策への参加にともない水田利活用事業として生産する「加工用米」などの買い入れ、販売を主たる業務とする。

E 農家

水田経営面積 4ha の稲作専業農家であり、土地改良組合の理事長として、当該土地改良区での集落営農の組織化および戸別所得補償政策への参加を推進している。土地改良区内の農家数は 248 戸、水田面積は 240ha (1 戸当たり平均水田面積約 1ha) である。今年度、戸別所得補償政策に参加するために、土地改良区内で「加工用米」43ha、飼料用米 (ホルクropp・サイレ - ジ用) 2.8ha をそれぞれ作付けし、加工用米は酒造用に農協を通して出荷している。加工用の販売価格は 60kg 当たり 7000 円であり、町当局も「加工用米」に 2000 円の助成支払いをしている。こため、参加農家は「加工用米」について 60kg 当たり 9000 円を受給している。

当町の稲作農家総数は 1560 人、うち戸別所得補償政策への参加者は 192 人である。加入率は 12.3 %にとどまる。これに対し、当土地改良区内の参加者数は 69 戸で、加入率は 28

%と町全体の2倍強の水準である。当土地改良区では、現在、県営の基盤整備を実施中であり、土地基盤整備が完了した集落ごとに集落営農が組織され、来年度からは集落営農単位で戸別所得補償政策に加入する見込みである。土地改良区が窓口になり、それを町が積極的に支援して戸別所得補償政策への参加を促している好例である。E農家は土地改良組合理事長として、戸別所得補償政策の推進に町当局と一体となって尽力している。この際、酒造用「加工米」の販路確保によって生産調整割当水田での「加工用米」生産が、戸別所得補償政策への加入を促進する重要な条件となっている。

3. 戸別所得補償政策への対応の特徴

D社を仲介とするA、B、C農家、および土地改良区を窓口とするE農家の戸別所得補償政策への対応は、いずれも水田利活用事業を「加工用米」生産で活用し、そのことが戸別所得補償政策加入の重要な要因となっている。ここに、従来の「非協力農家」が戸別所得政策への加入に転じた最大の特徴を求めることができる。ただし、同じ「加工用米」でもA、B、C農家はもち米を中心とし、E農家の場合にはうるち米である。それぞれの支払額は前者で8000円～1万円(60kg当たり)、後者で7000円(町当局の助成支払いを加えると9000円)である。「加工用米」で60kg当たり8000～1万円を受取り、さらに「加工用米」に10a当たり2万円の政府支払額が助成される。水田利活用事業としての「加工用米」の生産、販売は当該農家の稲作経営にとって大きなメリットである。

これに、今回の戸別所得補償政策で10a当たり1万5000円の定額が主食用米に支給される。米の市場価格が下落し続けるなかで、相対的に高価格の「加工用」もち米を生産、販売し、しかも政府助成を受給できるのは水田経営の安定化に資することになる。これまでの「非参加」農家のA、B、C農家にとっても、戸別所得補償政策に参加せず、下落し続ける市況のなかで自己責任で価格条件を交渉して販路確保に苦心するよりも、「政策的枠組み」に入るほうがはるかに有利である。

このように価格下落に歯止めがかからぬ現在の米市況のなかで、戸別所得補償政策のもとで、定額支払いの受給に加えて「加工用米」としてもち米の販路を確保できるようになった。そして、「加工用」のもち米生産の選択には、来年7月から実施予定の「米のトレサビリティ - 法」も大きく影響している。「米のトレサビリティ - 法」の施行によって加工用餅、米菓などの原料米の銘柄、産地の表示が義務づけられる。これにともない、主としてMA米を利用してきた大手の米菓業者は原料米として国内産の加工用米にシフトしつつある。戸別所得補償政策の発足と時期を同じくする「米のトレサビリティ - 法」の施行が国内産「加工用米」需要を増加させるように作用している。D社が中心となって「加工用米」の販路を拡大し、それを条件としてA、B、Cの農家が「非参加」から「参加」に変更したのも、「加工用米」もち米の販路確保、およびその需要増の見通しが一因をなしている。

もう一つの特徴は、戸別所得補償政策を契機に、町当局が「非参加者」の加入推進に積極的に取り組んでいることである。A農家の生産調整割当面積に優遇的な傾斜配分が適用されたこと、E農家が中心となる土地改良区が加入の窓口となり、町当局が独自に10a当たり2000円の助成支払いを行うことなどは、その具体的事例である。千葉県は生産調整の未達成率が高いことで有名である。このことも影響して、戸別所得補償政策の発足を政

策参加への契機と政府、県、地方自治体がとらえ、戸別所得補償政策への参加に市町村当局が政府に協力して積極的に働きかけている。このことも、戸別所得補償政策の加入率の引き上げに寄与している。

4 おわりに - 農家の戸別所得補償政策に関する評価と今後の問題 -

今回、ヒアリング調査を行った農家の戸別所得補償政策の対応は、戸別所得補償政策に関する現場の評価、および「政策」の枠内に個々の農家が今後も引き続きとどまるかどうかに関して、ある程度示唆を与えている。これまでの「非協力」農家が戸別所得補償政策に加入したのは、米価が下落し続ける状況下で戸別所得補償政策が稲作経営の安定化に役立つとの判断にもとづいている。この意味で、戸別所得補償政策は専業稲作経営の安定化に役立つものと、現場で評価されていることは間違いない。今回、ヒアリングした農家の全員が「政策」の枠に入ることが稲作経営の安定化につながる、との判断を示していた。ただし、D社の販売担当のC農家は、現在の米価の大幅下落と米粉の販売契約に強い懸念を示していた。この点にも留意する必要がある。

と同時に、戸別所得補償政策に加入した一条件としては、水田利活用事業による「加工用米」の生産、販売が可能になったことが重要である。「加工用米」の作付によって、参加農家はもち米、うるち米の違いはあるものの全ての水田に水稻を作付けしうる。もち米を餅加工用に相対的に高価格で、しかも政府助成金をともなって生産できることは戸別所得補償政策を魅力的にしている。このため、「加工用」もち米の生産、販売が今後も継続的に保証されるか否かが、戸別所得補償政策へのA～C農家の今後の対応にとって重要な要件となる。

「米のトレサビリティ - 法」の実施は、米菓業者向け「加工用米」の需要を今後増加させる可能性が高い。国産の「加工用米」の市場拡大は、稲作経営者にとっては明るい材料である。しかし、転作作物として「加工用米」が有利と判断されれば、「加工用米」市場をめぐる今後、熾烈な価格競争が展開されることも予想される。D社の現在の「加工用」もち米の出荷、販売先は、新潟県内の有力餅加工業者である。餅加工生産会社間の価格競争に加えて、地元の新潟県内の稲作農家が「加工用米」の生産、販売に積極的に乗り出そうとしている。このため、D社の「加工用」もち米の販路あるいは価格条件に近い将来も維持される保証はない。この「加工用米」の販路問題が、戸別所得補償政策への加入継続をめぐる一つの不確定条件をなしている。

これは水田利活用事業としてクロ - ズアップされる、米粉、飼料用米の販路見通しとも密接に関連する。10a 当たり 8 万円の助成がなされる米粉、飼料用米の生産は、実需者との契約さえ可能ならば稲作農家にとって魅力的な施策である。しかし、昨年、D社が米粉の販売契約を結んだ群馬県内の製粉業者は今年度は同県内の生産者に契約を切り替え、再契約を確保できなかった。それ以外の米粉用需要も不安定な状況にある⁽⁵⁾。それは、飼料用米の販売契約にも同様に該当する。

要するに、戸別所得補償政策にともなう水田利活用事業に関して、「加工用米」が俄に脚光を浴び、そこに着目したD社は先行者的な機会利用に成功している。「米のトレサビリティ - 法」の施行によって、餅加工、米菓業者向けの国内産の原料米の需要は増加すると見通される。しかし、その需要量の増加がどの程度であり、また価格条件がどのよう

に推移するかは不透明である。多額の政府助成が支払われる米粉、飼料用需要の見通しはさらに判然としない。水田利活用事業は、主食用以外の国産米の潜在的市場を創出した点で積極的に評価しうる。しかし、その販路拡大の見通しになると「加工用米」の価格条件を含めて不透明である。そのことが、戸別所得補償政策の現時点での評価を難しくさせる一因でもある。

主食用に関しては、現在の全国の平均米価は生産コストを大幅に下回る趨勢にある。このため、戸別所得補償政策にともなう 1 万 5000 円の定額支払いに加えて価格変動部分への政府支払いが余儀なくされる状況にある。困難な問題は、変動支払いを政府が保障すれば、米価を下方に押し下げる市場メカニズムが働きがちなことである。とすれば、戸別所得補償政策の財政支払いは益々増大せざるをえず、政府が変動支払いの財源を担保しうるか否かが大きな政策課題となる可能性も高い。

変動支払いにともなう大幅財政出動を回避するとすれば、戸別所得補償政策のもとで米の需給均衡を図るには生産目標数量の大幅切り下げの選択肢しかない。しかし、「加工用米」などの販路確保の担保がないままに主食用米の作付面積が大幅に削減されれば、土地改良区内で稲作経営を行う E 農家は別として、専業の A ~ C 農家は「政策の枠組み」に何時までとどまるか、その保証はない。このように戸別所得補償政策への千葉県の大規模稲作農家の対応は、「加工用米」の販路を含めた米の市場動向と密接に関連する。戸別所得補償政策の帰趨は米の市場問題と切り離すことができない状況が強まっている、このことが今回の現地調査を通しての印象である。

最後に、ご多忙にもかかわらず我々のヒアリングに応じ、有益な情報を提供して下さった 4 人の農家の方々には謝意を表したい。

- (1) 正確には戸別所得補償事業モデルと表記すべきであるが、煩瑣なので以下では全て戸別所得補償政策と表記する。
- (2) A ~ C 農家は水田の大半を借地に依存し、小作料として 10a 当たり 1.5 俵 ~ 2 俵を支払っている。農家によって支払い小作料の水準に大きな差異はないようであるが、米価下落によって小作料は、最近、引き下げられる傾向にある。
- (3) 正確には、水田利活用自給力向上事業であるが、ここでは水田利活用事業と表記する。
- (4) 21 年産の米粉の販売数量は 84 トンであるが、うち 72 トンは群馬県の製粉業者向け、残りは千葉県内の NPO 法人向けである。
- (5) D 社は 22 年度に米粉として 764 トンを販売予定である。この米粉が予定通りに販売しうれば、同社にとって大きな意味を有し、同社の構成農家の稲作経営の安定化に大きく寄与する。しかし、この点に関しての詳細は今回のヒアリング調査では確認できなかった。21 年度に契約した群馬県内の製粉業者、および県内の NPO 法人とは今年度は契約を結ばなかった。このことから、米粉用販路に関しては本文のように要約してよいだろう。

(小沢 健二)